



JBS フラッシュニュース

2020年5月号

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

出利葉 大輔

猪野 晶

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

daisuke.lideriha@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

今月号の内容

各位

インドではCOVID-19に対する政府の動きは新しいフェーズを迎えて います。コロナ感染者数の減少の兆しが見られない一方、インド政府は経済の疲弊を考慮してロックダウンの規制を一部緩和し、移動やビ ジネスの再開を段階的に行い、経済活動の再開を目指しています。また政府はGDPの10%に相当する20兆ルピー(約28兆円)を景気刺 激策として発表しています。日系企業各社も生産の再開を目指して動 き出している状況にあります。さて今回のフラッシュニュースのトピック は以下の通りです。

1. インド政府は相互協議(MAP)に関する修正規則を公表
2. 直接税当局(CBDT)は、B2B取引のみを行う納税者を電子決済 手段の提供義務から免除
3. インド税務当局(CBDT)は移転価格セーフハーバー規定の適用を 延長

1. インド政府は相互協議(MAP)に関する修正規則を公表

9 May 2020

2019年10月24日、経済協力開発機構(OECD)は、BEPS行動計画14(相互協議の効果的実施)に基づく最低基準の実施に関するピアレビュー報告書(報告1)の第6回バッチを発表しました。本報告書は、インドを含む8カ国を対象としています。報告書によれば、インドはBEPS行動計画14の最低基準の要素のうち半分を満たしていると結論づけましたが、特にMAPプロセスを含めた事項について改善を要する旨、勧告を受けました。こうした指摘事項に関し、直接税当局(CBDT)は、2020年5月6日にMAPに関する規則を改正する通達を発表しました。

修正されたMAP規則は、納税者にMAPに関する追加のガイダンスを提供する一方で、24カ月以内にMAPの締結を行うべくインドの決意を強調しています。これは、BEPS行動計画14に基づいてMAPを実施するにあたっての、最低基準の要件のひとつとされていました。修正されたMAP規則は、MAPプロセスの有効性と効率性を強化し、MAPを通じた紛争の時宜を得た解決を目指すインドの姿勢を支えるものです。CBDTによる今回の発表は、クロスボーダーの税務紛争において納税者がMAPの活用を考慮するに値します。特に移転価格の対応において効果が期待されます。CBDTはまた、MAPの有効かつ円滑な遂行を行うために追加のリソースを投入することで、MAPの案件が遅滞なく遂行されるべく体制の強化を図ることが望まれています。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

2. **直接税当局(CBDT)は、B2B取引のみを行う納税者を電子決済手段の提供義務から免除** 21 May 2020

本タックスアラートは、CBDTが最近発行した通達を要約したものです。この通達では、インド税法に新たに導入された269条SU項(2019年11月1日施行、2020年1月1日から運用開始)に規定されている電子決済手段を提供する義務を、B2B取引のみに従事する納税者には求めないことが明確にされています。

ステークホルダーによる多くの意見、陳情を受けて、CBDTはB2B取引に従事する納税者に対して当該規定を緩和することを認めました。今回の通達では、納税者が、課税年度において小売業者との取引がなく、現金での受領額が売上総額の5%を超えない場合、この緩和策の適用が可能としています。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

(補足)

現金取引の抑制を行うべく、インド政府はこれまで高額紙幣の廃止等の各種施策を行ってきました。税法269条SU項については2019年度の中央政府予算にて発表された施策ですが、B2Bの取引を行う納税者から各種問題提起を受けて段階的に緩和策が打ち出され、今回の発表に至りました。

3. インド税務当局(CBDT)は移転価格セーフハーバー規定の適用を延長

28 May 2020

CBDTは、2013年に移転価格に関するセーフハーバー規定(SHR)を初めて発表しました。当時の発表では、対象とされた特定の取引に対して、SHRの採用手続き、採用される移転価格、SHR申請の手順、SHR適用後のコンプライアンス規定、SHRが無効とされる状況等も含めて規定されました。当規定は、2016-17年度まで5年間適用のうえ終了し、CBDTは、SHR規定を修正のうえ2018-19年度まで延長しました。

2020年5月20日、CBDTは、SHRの適用可能期間を2019-20年度まで延長しました。さらに、2020年財政法を通じて、CBDTが非居住者のPEに帰属する利益についてもSHRを規定できるように税法の改正を行いました。しかしながら、現時点ではPEに関するSHRは発行されていません。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことを承ください。